

農 林 水 産 委 員 会 記 録

- 1 期 日 平成21年6月18日（木）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
山崎正博、小島敏文、檜山俊宏
- 4 欠席委員 委 員 田辺直史

5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 報告事項

- (1) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等
- (2) 県が資本金の二分の一以上を出資等している法人の経営状況について
- (3) 平成20年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について
- (4) 「ひろしまの森に木づかう家」融資制度について

7 会議の概要

(開会に先立ち、農林水産局長が文書の紛失に対する陳謝及び新任説明員の紹介を行った。)

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（高木委員） 2点ほどお伺いしたいと思います。

きょうパンフレットでため池を守ろうというのが出ておりますが、広島県を含めて中国地方は非常に渇水となっております。生活用水についてもそうだと思いますが、特に農業用水が非常に不足してきております。田植えができない状況が発生しているというふうに思いますが、県として、この雨不足についてどのように県内の状況を把握しておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○答弁（農産課長） 6月11日現在の状況ですが、田植えの進捗状況が県全域で97%、これは前年に比べまして1ポイントおこなれているという状況で、田植えがおこなれているところが約33ヘクタール、それから田植えを断念したところが約12ヘクタール、それとほかの作物の作付を検討しているところが1ヘクタール余りということで、田植えがおこなれたり、できないところが実際に出てきております。

○質疑（高木委員） 今、数字を言っていただきましたけれども、どういう形で調査されたのかはつきりわかりませんが、実態はもっと多いのではないかと。実際に私のところだけでも3ヘクタールが作付不能になっておりまして、正確な情報をつかんで適切に対処していただきたい。そうは言っても雨を降らせてもらうというわけにはいかないでしょうけれども、こういう状況が来年以降も出てくるのではないかと非常に心配しております。

それで、ため池の整備も順番待ちが非常にたくさんあるということで、なかなか進まないというような状況にあります。国がやっております200万円の小規模の方でも対応して、ため池をこれから整備していく計画があるのかないのか、また渇水時に井戸を掘ったら補助が出るとか、何かそういうものがあるのか、教えていただきたい。

○答弁（農業基盤課長） ただいま高木委員が御指摘になりました件でございますけれども、県内にはため池が約2万カ所ございます。そのうち、1,000トン以上の池が約5,000カ所、残りの1万5,000カ所は1,000トン未満、非常に小さいため池でございます。このたびのような渇水になりますと、まずこういった池から補給水として利用いたしますので、ここらあたりがまず水が減ってくるという状況がございます。

県内の池は江戸時代に築造されたものもございまして。明治の時代のももございまして。ですから、安全性確保とかんがい用水の確保のために順次計画的に改修を進めているところでございますけれども、なかなか十分に改修が進んでないというのが議員御指摘の件でございます。

しかし、ため池というのは農業を続けていくための重要な施設でございますし、また地域の資源というふうにご覧しておりますので、可能な限り整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの渇水の場合に井戸を掘れば補助が出るのではないかとということをお尋ねいただきましたけれども、これは国が干ばつ災害という状況を認定すれば、後日、井戸を掘ったものにつきましては国の災害復旧の中で経費の一部を補てんするという制度がございます。ただ、現時点では、まだそのような状況になるかどうかというのはよくわかりませんので、今後の推移を見ながら適切に対処させていただきたいと思っております。

○質疑（高木委員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、中山間地域等直接支払いのことについてお尋ねしたいと思います。後期対策が今年度をもって終了ということになっておりまして、国においても次期に向けてどうするかということで議論されておりますが、非常に有効な制度であったというふうにご覧しております。引き続き後期ではなくて2期ということで、3期、4期ということになるのかどうかわかりませんが、国においては永久的にやりたいというような話も聞いております。ぜひ県としても広島県の状況等を報告していただいて、継続という形になるように御尽力いただきたいということが一つと、それか

ら、適用が非常にばらばらで不公平感を生んでいるというのも事実だろうと思います。急傾斜地、緩傾斜地については6法の対象地域は100分の1についても補助が出る、6法以外の特認でないと出ない、その費用分担が国費だけでなく県、市町も要するというような形になっております。この6法の指定地域が現実離れしているのではないかと。間違っていたら申しわけございませんが、昭和27年ごろに制定されたと聞いています。かなり古い段階で指定されていますので、現状に全く合っていないのではないかと。ここで入るのかというふうにもあります。特に、市町ごとにくくりが入っていますので、非常にいびつな格好になっていると思います。実際の地形に合った形で法の適用が受けられるように変えていただきたいというふうに思います。その点について県としてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○答弁（農業経営課長） 中山間直接支払い事業につきましては、県の対象地域が5法という形になっております。県といたしましては、特認といたしまして5法の隣接している地域及び農林センサスで農林統計上、中山間に指定できる地域につきまして、市町の基本方針に指定していただくことで対象としております。

委員御指摘のとおり、5法につきましては国の規程ということになっておりますけれども、過疎指定地域につきましては国へ変更をしていただきたいということで要望しているところであります。

また、次期対策につきましては農林水産省の次期対策の施策提案に基づきまして、県といたしまして次期対策を強く要望するとともに、地域の裁量に基づいた制度として運用できるように要望しているところであります。

○要望（高木委員） 特認地域でも隣接というのが非常に変な制度で、隣接していれば特認になれない。例えば、私のところは福富に隣接していますから特認になっていますが、篠というところは全然隣接していないので非常に急傾斜地でも適用がないという、制度矛盾があると思いますので、そこらをぜひ県の方からもしっかりと国の方へ意見していただいて、よりよい制度になるように御理解、御協力をいただきたいというふうに思います。

○質疑（小林委員） 林業課からの資料4「ひろしまの森に木づかう家」融資制度について何点か質問したいと思います。

大変いいことだというふうに思っておりますが、低利についてはどこが負担するのか、まずお伺いしたい。

○答弁（林業課長） 「ひろしまの森に木づかう家」融資制度につきましては、現在は広島銀行だけなのですが、低利の融資につきましては広島銀行の方で金融商品として扱っていくということでございます。

○質疑（小林委員） ですから、本県からは一銭も、利子補給をしないし、預託でもないということで、財源確保をしなくても銀行がやってくれるということでよろしいですね。

○答弁（林業課長） 委員御指摘のとおりです。県の支援はございません。広島銀行が金融商品として低利の金利融資制度をつくって、そこで県も県産材で住宅の利用拡大を図っていこうという趣旨で、連携しながらやっていくということでございます。

○要望（小林委員） 他の金融機関もという今後の課題があるようでございますけれども、ぜひとも他の金融機関も参画していただいて広がっていくように要望しておきたいと思います。

○質疑（芝委員） 質問というよりも、ちょっと提案をしておきたいのですが、この5月の終わりに、広島県林業研究グループ連絡協議会の総会へ招かれて行ってきたのですが、これは県内の林業に従事する方々の研究グループで、広島県がそばから随分支援をしておられます。

たまたま私と高木委員が東広島で開催されたということで、しかも農林水産委員会ということからお招きをいただき、林業の従事者の方々が大変御苦勞をされているということを改めて認識したのですが、その時にガイア協同組合の方が特別講演をされたのです。その講演の中身というのが、竹炭を有効活用したビルの屋上緑化であるとか、きょうの新聞にも出ていましたけれどもビルの壁面緑化の話、それから公園あたりの芝生、この緑の維持管理のために随分この竹炭が有効に活用されている。御存じと思いますが、竹炭というのは非常に小さな穴が多くある多孔性で、その毛細管現象で水の保水率というのが普通の炭よりも高いのだそうです。

それからもう一つは、保水した水を腐らさない、滅菌作用がある。このようなことで随分緑化という面では活用がどんどん伸びているし、研究も進んでいる。このガイア協同組合は広島大学の先生方とも共同研究をしておられて、大変いい話を聞かせていただいた。当然、竹炭使用量がふえている、竹炭は日本で買っているのでしょうかと言ったら、いや、高いから買えない、コスト高になる。中国から皆を輸入している。中国から入れますと、1キロ100円が入るのだそうです。日本で買おうと思ったら500円以下ではないというようなことでした。竹というのは迷惑竹林で、切っても切っても繁殖力が強く、材料が山にただで幾らでもあるので、これを有効に使った、林業の一種に入るかもわかりませんが、中山間地域の新たな就労チャンスをふやすというような意味でも、行政がちょっとこ入れしてほしいと思います。

今、竹の筒をそのまま持って帰って炭にするのでなしに、現地で10ミリ程度のチップ状にして袋に入れて持ち帰り、それを炭化させ炭にするというのが一番効率がいいようですが、チップにするのに機械が高いとか生産性が悪いとかいろいろなマイナスの要素がたくさんあるのです。ぜひこのあたり、県の方で多少は研究しておられるのかどうか、森林図なども活用して、山の迷惑な竹林を整備していく、就労機会もできる、そのようなことを含めて取り組んでいただいていることがあれば聞かせていただきたいし、まだ全然手つかずと言われるのなら、本気で考えてもらいたい。山の竹林の整備、炭のコストダウン活用、就労チャンスをふやす、つくる、それと結果としては屋上緑化であり、公園あたりの緑の維持管理、それから金魚の

水槽にも水を腐らせないということから水槽の水質管理にも最近この竹炭がどんどん使われ始めた。そのようなことで、ちょっと研究しておられれば聞かせていただきたい。

- 答弁（森林保全課長） 芝委員御指摘のとおり、県内で竹が非常に繁茂して、近隣の杉やヒノキの人工林、あるいは畑、さらには住宅地にまで竹が侵入しているという話をよく我々も認識しております。

現在、広島県内の竹林は約2,400ヘクタールございまして、これは民有林面積の大体0.4%ぐらいございまして、我々としてもこの竹林の整備ということには森づくり事業を通じて現在取り組んでいるところでございます。ちなみに、平成19年度には7ヘクタール、事業費で1,000万円ぐらい、さらに平成20年度は24ヘクタール約3,500万円の事業費で竹林の整備を行ってきております。ただ、森づくり事業は県民税を使って実施しております関係で、やはり産業としてこれを利用するということにつきましては少し難しいのかなというふうに考えております。ただ、今、言いましたように、竹林の整備した後に出てくる竹を利用して、産業として機械とか施設を整備するということにつきましては、農林水産局全体として、あるいは商工労働局とか他の部局ともいろいろ勉強させてもらって、どういう形が一番いいのかというのを今後少し検討させていただきたいというふうに考えております。

- 要望（芝委員） 産業として育てるのが難しいという話なのですが、その難しいところへ何とか努力してもらいたい。材料はただで幾らでもありますし、今、随分いい機械があるらしいです。そういった機械を山へ持ち込んで、そこで切ったものを片っ端からチップ状にして持ち帰って炭化させる。そういう機械を購入するのを補助してやるとか、今の森林税あたりをうまく活用していけばコストは下がってくるだろうと思いますし、ぜひこの話は研究もし、努力をしていただきたい。要望しておきます。

(4) 閉会 午前11時24分